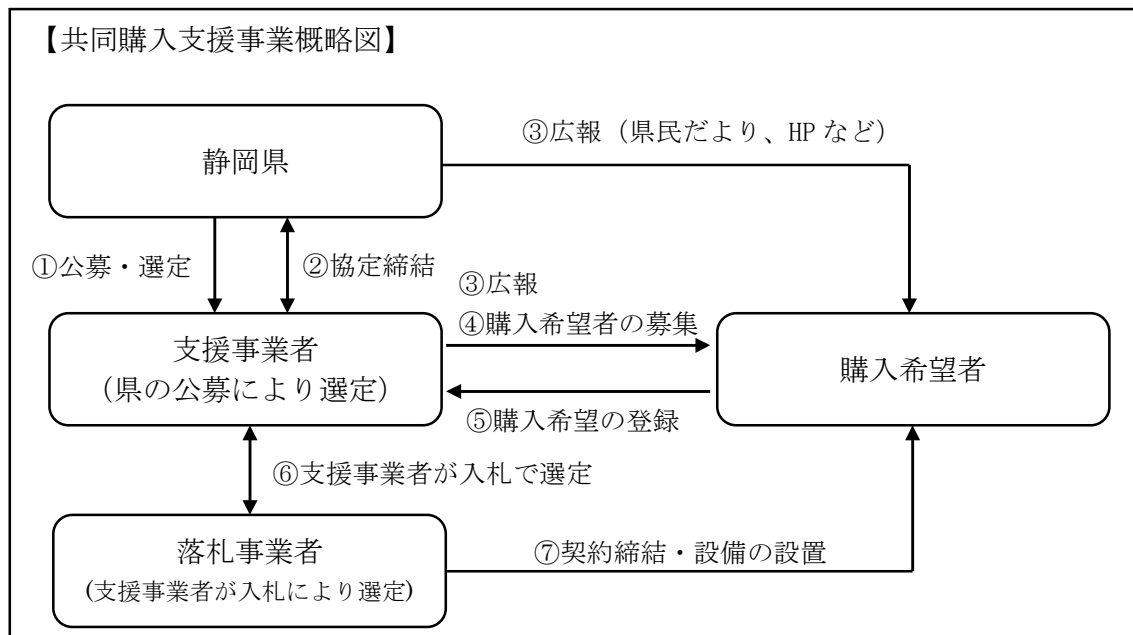


建物屋上への太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業に係る 支援事業者募集要項

1 事業の目的

静岡県では、「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を推進しており、なかでも設置までのリードタイムが短く、全国トップクラスである本県の日照環境を生かすとともに、自然環境に過大な負荷を与えることのない、住宅や工場等への太陽光発電設備の導入を促進している。

そこで、県と協定を締結した支援事業者が建物屋上への太陽光発電設備及び定置用蓄電システム（以下「太陽光発電設備等」という。）の購入を希望する県民及び事業者（以下「県民」という。）を募り、一括して発注することによるスケールメリットを生かした価格低減を促進し、太陽光発電設備等の更なる普及拡大を図ることを目指す。



2 公告

令和4年12月20日（火）に静岡県ホームページに掲載

3 業務の概要

(1) 事業名

静岡県太陽光発電設備等共同購入支援事業

(2) 事業の内容

静岡県太陽光発電設備等共同購入支援事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 事業実施期間

協定締結の日から令和6年3月31日まで

ただし、本事業の実績等を勘案し、期間満了の一箇月前までにいずれの当事者からも書面による協定終了の申出がないときは、同協定と同一条件で一年間延長することとし、以後も同様とする。

(4) 事業実施に係る費用

事業を実施するために必要となる経費は、支援事業者が太陽光発電設備等の落札事業者から得る、契約件数に応じた手数料や自己資金等を充てることとし、県は負担しないものとする。

4 担当部局及び連絡先

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL 054-221-2949

電子メール energy@pref.shizuoka.lg.jp

5 応募資格

次の掲げる条件をすべて満たしていること。なお、共同で事業を実施する（以下「共同事業体」という。）場合においては、全ての構成員が条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書（企画提案書）の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (6) 住宅用太陽光発電設備等について精通していること。
- (7) 本事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- (8) 共同事業体で応募する場合においては代表する法人を定めること。

6 応募方法

(1) 日程

ホームページによる公告開始	令和4年12月20日（火）
質問票の提出期限	令和4年12月26日（月）午後5時
質問票の回答	令和4年12月27日（火）
参加表明書・企画提案書の提出期限	令和5年1月6日（金）午後5時
審査会	令和5年1月17日（火）（予定）
審査結果の通知	令和5年1月18日（水）

※応募者の状況により変更する場合がある。

(2) 参加表明書、企画提案書の提出

本企画提案方式に参加を希望する者は、次により参加表明書、企画提案書を提出すること。

ア 提出期間

令和4年12月20日（火）から令和5年1月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 提出方法

4に示す窓口を持参、郵送、電子メール、いずれかの方法にて提出すること。

(郵送の場合)

- ・提出期限までに必着すること

(電子メールの場合)

- ・電話で着信を確認すること
- ・送信された企画提案書のプリントアウトは白黒印刷で行う。
- ・使用可能なソフトは、ワード、エクセル又はPDFファイルとし、容量は5MB以内とすること。

ウ 提出内容

- ・参加表明書(様式1号) 1部
- ・企画提案書(様式2号) 1部
- ・応募資格関係確認書類 1式
- (ア) 誓約書(様式3号)
- (イ) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
申請日から3ヶ月以内のもの
- (ロ) 納税証明書(国税)
税務署が発行する法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書で、申請日から3ヶ月以内のもの。
- (ハ) 納税証明書(県税)
静岡県の財務事務所が発行する静岡県税の納税証明書で、申請日から3ヶ月以内のもの。静岡県内に事業所がない場合は、本店を所管する都道府県税事務所が発行するものに代えることとする。
- (ニ) 直近2事業年度の財務諸表の写し(貸借対照表及び損益計算書)
- (ホ) 収支見込等(任意様式)
- (ヘ) 会社概要書
設立年月日、所在地、事業内容、組織体制等が記載されたもの。パンフレット等による代替も可とする。
- (ヘ) 国、又は地方公共団体において実施した太陽光発電設備等の共同購入支援事業又は類似の共同購入支援事業の契約書等の写し(3件まで)

(3) 本募集要項等についての質問の受付及び回答

質問は、質問書(様式4号)により行うものとする。質問に対する回答書は、質問書を受理した日から2日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 質問書受付期間

令和4年12月20日(火)から令和4年12月26日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までの間

イ 質問書提出先

4に示す窓口

持参、郵送、電子メール(電子メールの場合は着信を確認すること。)のいずれの方法でも可。

ウ 回答書閲覧期間

回答した日から令和5年1月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までの間

エ 回答書閲覧場所

4に示す窓口で閲覧するほか、静岡県エネルギー政策課ホームページに掲載する。
ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-150/energy.html>

7 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

企画提案書は様式2号により作成すること。

その他、様式に記載した留意事項を参照の上作成すること。

8 審査の実施

企画提案書の内容等について、別に設置する「静岡県太陽光発電設備等共同購入支援事業に係る支援事業者選考審査委員会」（以下「選考審査委員会」という。）において、下記9に示す評価項目に基づき審査を行い、最も優れた提案をした者を協定締結候補者として決定する。

なお、提出書類に対する不明点等については、個別に聞取りを行う場合がある。

9 評価項目

評価項目		配点	評価基準
事業主体	実施体制	25	本事業を効果的に実施できる体制がとられているか。（技術者、専門員の配置、組織、人員、サポート体制等）
	事業実績		本事業又は本事業に類似した事業の実績はあるか。
	財務状況		事業者の経営状況は安定しているか。
事業内容	購入希望者の募集（広告宣伝）	50	効果的、効率的な広告宣伝の手法（使用する媒体）や内容となっているか。
	事業者の選定		財務状況、人員、施工実績等を考慮して、安全に太陽光発電設備等を設置できる選定方法がとられているか。
	施工検査		太陽光発電設備等の施工に関して、専門的知見を有する者による実施体制、実施方法がとられているか。
	問合せ対応（問い合わせ窓口の設置等）		・事業全体の問合せ、苦情、トラブルに対応できる運用体制、運用方法がとられているか。 ・専門的知見を有する者による、人員研修、マニュアル作成がとられているか。
	リスク管理		想定されるリスクへの対応策が講じられているか（購入辞退者を減らす方策、購入希望者に関するトラブル防止策（想定される全般的なトラブル防止策）、落札事業者の余剰在庫を防止する方策等）。
事業計画（総合評価）		25	事業内容の創意工夫、具体性、実現可能性等（募集から施工までの円滑な事業運営、支援事業者が一定のリスクを負うか等）を含めた本事業全体の総合評価
合計		100	—

- ・事業内容のうち「問合せ対応」「リスク管理」については、できる限り具体的な提案内容を記載すること。
- ・審査員の平均得点が60点を下回る場合は失格とする。
- ・合計得点が同点であった場合は、次の方法で選定する。
 - (1) 「事業内容（配点50点）」の得点が最も高い提案を採用する。
 - (2) (1)が同点だった場合は、「事業計画（総合評価）（配点25点）」の特定が最も高い提案を採用する。
 - (3) (2)が同点だった場合は、選考審査委員会の審議により選定する。

10 選定結果

選定結果については、すべての企画提案者に通知する。

11 協定

(1) 協定締結

静岡県と協定締結候補者は協議により、企画提案書の内容に基づき業務内容に係る仕様を確定させ、協定を締結する。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 協定期間

協定締結の日から令和6年3月31日（日）まで。

ただし、本事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに県又は支援事業者のいずれからも書面による協議終了の申出がないときは、同協定と同一条件で一年間継続することとし、以後も同様とする。

12 その他

(1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは原則11ポイント以上とする。

(2) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。

- ・提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・その他県があらかじめ指示した事項に違反した場合

(3) 企画提案は、1者につき1案とする。

(4) 企画提案書の作成及び提出、ヒアリングに要する経費は、すべて参加者の負担とする。

(5) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。

(6) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

(8) 提出された書類は、静岡県情報公開条例（平成12年10月27日条例第58号）に基づく情報公開の対象となる。